

視点

勤務医の環境改善に曙光が…



福島県医師会常任理事

有 我 由紀夫

私は平成18年県医師会報6月号の「今月の視点」に「嵐の中の病院…そして病院勤務医の思いはいま」と題して病院の現状を悲劇の豪華客船タイタニック号になぞらえて書いているのを思い出した。それから6年経過した現在でも勤務医たちの悲痛な叫びは決して減じてはいない。勤務医がいくら主張しても取り上げてくれる場はどこにも一度もなかったし、勤務医委員会でもそのことに対するいらだち、不満が常に垣間見られていた。

ところが今年2月12日、改正医療法案が閣議決定され国会に提出され、医療機関の勤務環境改善が法制化され、つまり国の主導で行われようとしているのだ。その医療法改正案の第30条に、「(13項) 病院または診療所の管理者は当該病院または診療所に勤務する医療従事者の勤務環境の改善その他の医療従事者の確保に資する措置を講ずるよう努めなければならない。(同14項) 厚生労働大臣は前条の規定に基づき病院または診療所の管理者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項を定め、これを公表するものとする。(同15項)

都道府県は医療従事者の勤務環境の改善に関する相談に応じ、次に掲げる事務を実施するよう努めるものとするとして、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと、調査及び啓発活動、支援を行うこと」が掲げられた。そのため日医は、都道府県ごとに、医療機関の働きやすい勤務環境改善の核となる「勤務改善支援センター」の設置について、県医師会として県の医療行政と連携しつつ、この取組に関与することを提言してきている。勤務環境の改善を実現するための病院のニーズは他種多様でありそれらのニーズにこたえるため労務環境、医療経営、診療報酬制度、組織マネジメントなどに応ずる専門家を社会労務士会、医業経営コンサルタント協会との連携を求める事業イメージとなっている。設置形態は都道府県の直営型と医療関係団体への直営型がある。ただあくまで勤務環境の改善に取り組む医療機関は国が策定したガイドラインに基づき計画を策定することとし、医療従事者の働き方、休み方(多職種の役割分担・連携、勤務シフトの工夫、チーム医療など)や、働きやすさ確保のための環境改善(院内

保育所、各種ハラスメントへの組織対応、職員のキャリア形成支援など)について現状の評価を踏まえて改善方針を決定することが第一歩になることである。このための予算は医療労務管理支援アドバイザー配置に労働保険特別会計から2.2億円(一箇所約400万円)、医業分野アドバイザー事業として医政局予算からの新たな財政支援として公費904億円(国費は602億円)がすでに厚生労働省から要求され決定した。スタートは遅くとも平成27年度からと目されているが、これにより地域における医師の偏在、勤務環境の一体的改善を期待されるとしている。すなわち2013年8月、社会保障制度改革国民会議の報告書で「地域ごとの提供サービスの提供体制を再構築するという改革の趣旨に即するためには、全国一律に設定される診療報酬・介護保険とは別の財政支援の手法が不可欠」であるとして新基金方式が提案され創設されることが決定した。新基金の公費負担割合の3分の1にあたる都道府県分は消費税増税増収分が当てられるとされているので都道府県の見解、判断が新基金事業を大きく左右することになる。当然、過日、我々は県内の有力政党と県当局の来年度予算要求にむけて次の事を要望してきた。1) 医師確保に向けて積極的な取り組み、2) 勤務医の労働環境改善のための積極的な取り組み、3) 臨床研修病院、臨床研修医など計3項目に対する財政支援である。これまでのような医療機関の努力だけではなく、県民全体、とくに行政面からの対策が不可欠となっていることを説明してきた。

法的に勤務医の環境改善を謳った動きはこれまで一度もなかったのだから、本件が制度化された意味は大きい。日医はこれまで積み

上げてきた勤務医対策、特に全国勤務医連絡協議会での研究発表や、主張、提言がようやくその成果を挙げたものと評価している。医療機能崩壊が叫ばれている今頃になってという批判は消し去れるものではないが、ともあれ我々は医療再興のためにこの足がかりに食い付かねばならない。ただ提示された政策は各医療機関として当然の改革事項であったのだが、実際その実行にあっては人件費の増加に見合う資金が導入されないと不可能に近い。この政策が絵に描いたモチにならないようにするためには、仕組みの法制化と同時に改善に必要な資金を伴う実施計画にすることであると思う。

この9月、秋田市で第68回東北医師連合会総会が開催された。討論会「全員加入組織化を考える」の中で、秋田大学の長谷川仁志教授(医学教育学)が意識改革と人間育成教育の重要性を強調された。つまり医師会員に対する医師会の多岐にわたる重要な役割、目指す方向性を教育(周知)することであり、医師として医療を行っていく上で医師会に属さないことの意味(プロフェッショナル意識の欠如)について自覚できるよう教育することであるという指摘についてはまったく異論の余地はなかった。多くの会員は医師会を通じて医師として崇高な理念を抱いて実践しているというだろう。しかし現実には医師会会員数は旧態依然低迷しており、医師に対する社会の評価は努力の割には報われていない。それは社会に対する医師の言葉や態度、表現の仕方つまりコミュニケーションの取り方について問題があるのではないかと思う。徹底的な、根本的な人間教育を自らに課し目覚める必要を感じている。